

主 文

本件上吉を棄却する。

理 由

弁護人梶原正雄、同久保田敏夫連名の上告趣意について。

累犯加重に関する刑法五六条、五七条が憲法一四条、三九条の規定に違反するものでないことは、すでに当裁判所の判例とするところである（昭和二四年新（れ）第八八号同二五年一月二四日第三小法廷判決・刑集四巻一号五四頁、昭和二三年（れ）第四三五号同年一〇月六日大法廷判決・刑集二巻一一号一二七五頁、昭和二四年（れ）第一二六〇号同年一二月二一日大法廷判決・刑集三巻一二号二〇六二頁）から、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四八年一二月二〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	盛	一
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸	上	康夫